

京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）抜粋

第3編 緊急事態応急対策計画

第4章 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 府〔府民生活部〕は、特定事象（原災法10条事象）発生時には、国の指示又は独自の判断により、PAZ内における予防的防護措置（避難）の準備を行うとともに、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、PAZ内の予防的防護措置（避難）を行うこととし、PAZを含む舞鶴市に対し、住民等に対する避難のための立ち退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には舞鶴市と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

また、府〔府民生活部、文化環境部〕は、国と連携し、緊急時放射線モニタリングを実施し、原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、府内関係市町に対し、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には府内関係市町と連携し国及び関西広域連合に要請するものとする。

なお、知事は、指示案を伝達された場合には当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

(2)～(4) 略

第2編 原子力災害事前対策計画

第11章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備

1～2 略

3 医療活動用資機材及び緊急被ばく医療活動体制等の整備

(1) 府〔健康福祉部〕は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための平常時の配備や、緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。

(2) 府〔健康福祉部〕は、国及び関西広域連合（以下、この章において「国等」という。）と協力し、緊急被ばく医療体制の構築、緊急被ばく医療派遣体制及び受入体制の整備・維持を行うものとする。また、緊急被ばく医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

(3) 府〔健康福祉部〕は、国等と協力し、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する初期及び二次被ばく医療機関における広域的な被ばく医療体制を構築するとともに、地域の災害拠点病院等、既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制とする。

(4) 府〔健康福祉部〕は、緊急被ばく医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な緊急被ばく医療が行われるよう関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

4～6 略

第3編 緊急事態応急対策計画

第8章 救助・救急及び医療活動

1 略

2 医療活動等

(1) 府〔健康福祉部〕は、災害対策本部を設置したときは、関係医療機関等との密接な連携を図りつつ総合的な判断と統一された見解に基づく医療活動等を実施するため、災害対策本部のもとに、緊急時医療センターを設置する。

緊急時医療センターは、次の機関で組織する。

ア 京都府

イ 緊急被ばく医療派遣チーム

ウ 日本赤十字社京都府支部

エ 社団法人京都府医師会

(2) 緊急時医療センターは、初期被ばく医療機関等からなる医療救護班等を編成し、府災害対策本部の指示により医療活動等を行う。必要と認められる場合は、府内の二次被ばく医療機関、地域の三次被ばく医療機関等に対して患者の受入を要請する。

また、府は、必要と認められる場合は、国立病院機構病院、京都大学医学部附属病院をはじめ地域の基幹医療機関に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

(3) 医療救護班等及び地域救急医療機関は、必要に応じて放射線医学総合研究所、国立病院及び国立大学附属病院を中心に、各医療機関より派遣された医療関係者等からなる緊急被ばく医療派遣チームの指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、関西電力株式会社等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ治療を行うものとする。また、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行うものとする。

(4) 府〔健康福祉部〕は、原子力災害現地対策本部より、安定ヨウ素剤の服用の緊急時応急対策活動を実施するよう指導・助言があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示するものとする。なお、緊急の場合は、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処態勢を確保するものとする。

(5) 府〔府民生活部〕は、自ら必要と認める場合又は府内関係市町等から被ばく者の放射線障害専門病院等への搬送について要請があった場合は、消防庁に対し搬送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請するものとする。

広域避難対策に関する申し入れ

現在、関西広域連合では、新しい原子力災害対策指針、防災基本計画、関係府県の地域防災計画との整合を図りながら、広域的な原子力災害対策の検討を進めている。

原子力災害対策指針のもと、新たに原子力災害対策重点区域として「原子力施設から概ね30km」を目安にUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を関係府県が設定することとなり、関係府県・市町村はこの範囲の住民を対象に、地域防災計画の下に、万一府県域を越える広域避難が必要となった場合に円滑にこれを実施できるよう、事前に広域避難計画を作成しておく必要がある。

広域避難対策は、UPZを概ね30kmという広域で設定することになったことに伴う、これまでなかった新しい課題である。関係府県は手探りで検討を進めているが、避難先の確保にはじまり、避難手段の確保、避難経路の確保、避難時のスクリーニング及び除染体制の確保、災害時要援護者への対応等々、多くの課題に直面している。原子力規制委員会・原子力規制庁はもとより、関係府省庁との連携なくては、実効性のある広域避難計画の作成は困難である。

先般、国が設置した「広域的な地域防災に関する協議会」には、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府に加え、当連合も、オブザーバーとして参画している。同協議会では、今後、ワーキンググループを設置して広域避難の検討を進めることとされ、国から当連合に対し、広域避難の調整について協力要請があった。

もとより広域連合は、その設立趣旨に照らし、こうした課題に対する責務を担っており、積極的に対応していく。

については、実効性のある広域避難計画の策定に向け、広域避難対策のワーキンググループを運営するなかで、下記の事項について、迅速かつ適切に方針を提示されるとともに、関係府省庁横断で一丸となって対応されるよう申し入れる。

記

1 避難手段の確保〔規制庁、国交省〕

多数の住民を一時に大量に避難させる必要が生じる可能性があることに備え、交通事業者との事前の協議・調整が不可欠であるため、以下を求める。

- ・ バス、鉄道等の交通事業者に対する協力要請を行うとともに、関係事業者による協力の取りまとめを行うこと。
- ・ 事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業員の安全確保のための基準を早期に策定すること。
- ・ 緊急時に国も積極的に関与する形で移動手段の確保が行われるよう、連絡調整の体制や手順等をあらかじめ整備すること。

- ・ 災害時要援護者の迅速な避難が実施できるよう、自衛隊の協力を得ること。また、病院・社会福祉施設等の緊急搬送車両の整備を促進すること。

2 避難経路の確保 [規制庁、警察庁、国交省]

高速道路を主要な避難経路としても使うことが想定される。渋滞を抑制するためには、道路、特に高速道路の通行規制が必要である。また、避難途上でスクリーニングを行う必要があるため、その実施場所として高速道路の SA/PA 等を活用することが考えられる。このため、以下を求める。

- ・ 道路管理者に対する協力要請を行うとともに、道路管理者による対応の取りまとめを行うこと。
- ・ 交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。

3 スクリーニング実施体制の整備 [規制庁]

多数の住民及び車両を対象に、避難途上で大規模なスクリーニング及び除染を行う場合に、周辺地方公共団体の協力が必要になると考えられるため、以下を求める。

- ・ 国や関係機関でスクリーニング要員育成研修事業を実施すること。
- ・ 国の財政負担でスクリーニング資機材を適切に配備すること。

4 モニタリング情報の活用 [規制庁]

広域避難措置は基本的にモニタリング結果に基づき実施される。避難時期や避難方向を迅速かつ適切に判断するためには、モニタリング結果を広域避難措置に有効に活用できる体制の整備が必要であるため、以下を求める。

- ・ 関係地方公共団体及び広域連合が避難実施に当たって活用できるよう、国が一元的に収集・分析するモニタリング情報を簡易に閲覧できる仕組みを整備すること。
- ・ 緊急時は、常設の観測網を補うため可搬型モニタリングポストを活用することになっているが、確実なモニタリングを実施するためには、常設の観測網の充実を図る必要がある。UPZ外の区域も含めて、常設のモニタリングポストが広域的に適切に配置されているかを確認し、必要な追加配置を行うこと。

5 SPEEDI等による予測情報の活用 [規制庁]

避難の判断をモニタリングの実測に頼りすぎることは、迅速な避難の妨げになるおそれがある。また、避難の方向についても、実測のみでは的確な判断を損ねるおそれがあることから、SPEEDI等による予測情報が不可欠であると考え。このため、SPEEDIの信頼性向上を図るとともに、気象予測情報の具体的な活用方法を明示すること。

6 災害時要援護者への対応 [規制庁、厚労省]

災害時要援護者、特に入院患者、施設入所者について、受入先の確保、移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を、国として早急に示すこと。

7 避難所及び仮設住宅建設用地の確保 [規制庁]

広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について積極的に対応すること。

8 原子力災害対策指針の早期改定 [規制庁]

原子力災害対策指針の中で今後の検討課題となっている「プルームの影響を考慮したPPAの導入」「UPZ以遠での安定ヨウ素剤の投与の基準等」については、特に広域的な影響が懸念されるため、時期を定めて早急に検討を行い、指針を改定すること。

9 国による財源の確保 [規制庁]

上記の事項に基づき、人員配置を含め、避難体制を整備するための費用については、国において確実に確保すること。

平成25年3月2日

関西広域連合

連 合 長	井 戸 敏 三 (兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸 (和歌山県知事)
委 員	嘉 田 由紀子 (滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二 (京都府知事)
委 員	松 井 一 郎 (大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治 (鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
委 員	門 川 大 作 (京都市長)
委 員	橋 下 徹 (大阪市長)
委 員	竹 山 修 身 (堺市長)
委 員	矢 田 立 郎 (神戸市長)